

【RTCC サービス約款、施設相互利用契約約款および施設利用契約約款新旧対照表】（主要条文）

①2021年4月1日以降2021年6月20日以前にご契約のエクシブVer. 20（箱根離宮・有馬離宮ECグレードのみ）・エクシブ10会員様

現行	新
<p>「RTCC-Ⅱサービス約款」</p> <p>(RTCCサービス)</p> <p>第1条 RTCC（リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ）サービスとは、リゾートトラスト株式会社（以下「当社」といいます）が、オーナー（以下に定義します）に充実したリゾートライフを楽しんでいただくために提供する、リゾート施設等の利用に関するサービスです。</p> <p>(本約款の目的)</p> <p>第2条 RTCC-Ⅱサービス約款（以下「本約款」といいます）は、オーナーによるRTCC サービスの利用に関する事項を定めています。</p> <p>(利用資格)</p> <p>第3条 <u>エクシブ</u>の会員権についてオーナー登録された方（以下「オーナー」といいます）は、RTCC サービスをご利用いただくことができます。</p> <p>(RTCCサービスの内容)</p> <p>第4条 当社は、当社自らまたは第三者を通じて、オーナーに対して、以下のサービスを提供します。</p> <p>(1) 第5条に定めるベイコート倶楽部・エクシブ交換プログラム利用サービス</p> <p>(2) 第6条に定めるRTCC旅行業サービス</p> <p>(3) 前2号に定めるサービスの提供に関連または付随するその他のサービス</p> <p>(ベイコート倶楽部・エクシブ交換プログラム)</p>	<p>「RTCCサービス約款」 ※約款名改正</p> <p>(RTCCサービス)</p> <p>第1条 RTCC（リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ）サービスとは、リゾートトラスト株式会社（以下「当社」といいます）が、<u>メンバー</u>・オーナー（以下に定義します）に充実したリゾートライフを楽しんでいただくために提供する、リゾート施設等の利用に関するサービスです。</p> <p>※以下「オーナー」は同様に「<u>メンバー</u>・オーナー」に置き換える</p> <p>(本約款の目的)</p> <p>第2条 RTCCサービス約款（以下「本約款」といいます）は、<u>メンバー</u>・オーナーによるRTCCサービスの利用に関する事項を定めています。</p> <p>(利用資格)</p> <p>第3条 <u>ご契約</u>の会員権について<u>メンバー</u>・オーナー登録された方（以下<u>ベイコート倶楽部・サンクチュアリコート</u>は「メンバー」、<u>エクシブ施設</u>は「オーナー」といいます）は、RTCCサービスをご利用いただくことができます。</p> <p>(RTCCサービスの内容)</p> <p>第4条 当社は、当社自らまたは第三者を通じて、<u>メンバー</u>・オーナーに対して、以下のサービスを提供します。</p> <p>(1) 第5条に定めるベイコート倶楽部・<u>サンクチュアリコート</u>・エクシブ交換プログラム利用サービス</p> <p>(2) 第6条に定めるRTCC旅行業サービス</p> <p>(3) 前2号に定めるサービスの提供に関連または付随するその他のサービス</p> <p>(ベイコート倶楽部・<u>サンクチュアリコート</u>・エクシブ交換プログラム)</p>

第5条 オーナーは、エキシブ施設の占有日についての権利と引き換えに同じ数の日だけベイコート倶楽部にご宿泊いただくことができます。

2 ベイコート倶楽部・エキシブ交換プログラムはRTCC 株式会社（以下「RTCC 社」といいます）が運営いたします。

3 ベイコート倶楽部・エキシブ交換プログラムの具体的な利用方法については別途利用規程（＜ベイコート倶楽部の交換利用について＞）に定めます。

（RTCC旅行業サービス）

第6条 当社は、メンバー・オーナーのためにリゾート施設等に宿泊等を目的とした旅行業サービスを提供いたします。

2 RTCC旅行業サービスの詳細は当社ホームページ等でご案内いたします。

（RTCC事務局）

第7条 RTCCサービスに関連するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。

住所：名古屋市中区栄二丁目6 番1 号

電話番号：052-310-8383 FAX 番号：052-310-8384

（権利譲渡の禁止）

第8条 オーナーは、本約款上の地位、RTCC サービスに関して取得した権利義務、ベイコート倶楽部・エキシブ交換プログラムおよびRTCC 旅行業サービスを通して取得したリゾート施設の利用権について、本約款の定めにもとづいて行われる場合を除き、第三者に対して、貸与、譲渡、承継、担保差入その他処分をすることはできないものとします。

（RTCC サービスの利用の停止）

第10条 オーナーは、以下の各号に該当する場合、事前の通知なくRTCC サービスを利用することができなくなります。

第5条 メンバー・オーナーは、自施設の占有日についての権利と引き換えに同じ数の日だけ他施設にご宿泊いただくことができます。

2 ベイコート倶楽部・サンクチュアリコート・エキシブ交換プログラムはRTCC株式会社（以下「RTCC社」といいます）が運営いたします。

3 ベイコート倶楽部・サンクチュアリコート・エキシブ交換プログラムの具体的な利用方法については別途利用規程に定めます。

（RTCC旅行業サービス）

第6条 当社は、メンバー・オーナーのためにリゾート施設等への宿泊等を目的とした旅行業サービス （旅行業務の提供及びこれに付随するサービス）を提供いたします。

2 手配可能施設を含むRTCC旅行業サービスの詳細は当社ホームページ等でご案内いたします。

（RTCC事務局）

第7条 RTCCサービスに関連するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。

住所：名古屋市中区栄二丁目6 番1 号

電話番号：052-307-3030

（権利譲渡の禁止）

第8条 メンバー・オーナーは、本約款上の地位、RTCCサービスに関して取得した権利義務、ベイコート倶楽部・サンクチュアリコート・エキシブ交換プログラムおよびRTCC旅行業サービスを通して取得したリゾート施設の利用権について、本約款の定めにもとづいて行われる場合を除き、第三者に対して、貸与、譲渡、承継、担保差入その他処分をすることはできないものとします。

（RTCC サービスの利用の停止）

第10条 メンバー・オーナーは、以下の各号に該当する場合、事前の通知なくRTCC サービスを利用することができなくなります。

<p>(1) 本約款、不動産売買契約約款、施設相互利用契約約款、管理規約、会則、細則、利用規程その他付随文書に違反していると当社が判断したとき</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 本約款、不動産売買 <u>(等)</u> 契約約款 <u>(不動産付契約のみ)</u>、施設 <u>(相互)</u> 利用契約約款、管理規約、会則、細則、利用規程その他付随文書に違反していると当社が判断したとき</p> <p>(略)</p>
<p>「施設相互利用契約約款」</p> <p><契約の解除></p> <p>第7条 甲乙の一方は、その相手方が、本契約約款、利用規程、RTCC-<u>II</u>サービス約款、その他付随文書に違反した場合には、各々その違反したる相手方に、期間を定めて、書面によりその是正ないし契約の履行を催告し、これが守られないときは、本契約を解除することができるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><RTCC サービス></p> <p>第8条 甲は、RTCC-<u>II</u>サービス約款に従って、RTCC(リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ/Resorttrust Concierge Club)サービスを利用することができる。</p> <p><利用制限></p> <p>第15条 乙は、甲または施設利用者等が以下の各号に該当する場合、甲および施設利用者の施設利用を拒否することができ、また、会員資格の停止または喪失させることができるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 本契約約款、利用規程、RTCC-<u>II</u>サービス約款または各利用施設で定める宿泊約款等に違反しているとき、もしくは違反するおそれがあるとき</p> <p>(略)</p>	<p>「施設相互利用契約約款」</p> <p><契約の解除></p> <p>第7条 甲乙の一方は、その相手方が、本契約約款、利用規程、RTCCサービス約款、その他付随文書に違反した場合には、各々その違反したる相手方に、期間を定めて、書面によりその是正ないし契約の履行を催告し、これが守られないときは、本契約を解除することができるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><RTCC サービス></p> <p>第8条 甲は、RTCCサービス約款に従って、RTCC(リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ/Resorttrust Concierge Club)サービスを利用することができる。</p> <p><利用制限></p> <p>第15条 乙は、甲または施設利用者等が以下の各号に該当する場合、甲および施設利用者の施設利用を拒否することができ、また、会員資格の停止または喪失させることができるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 本契約約款、利用規程、RTCCサービス約款または各利用施設で定める宿泊約款等に違反しているとき、もしくは違反するおそれがあるとき</p> <p>(略)</p>

現行	新
<p>「RTCC-<u>II</u> サービス約款」</p> <p>(本約款の目的)</p> <p>第2条 RTCC-<u>II</u> サービス約款 (以下「本約款」といいます) は、メンバー・オーナーによるRTCCサービスの利用に関する事項を定めています。</p> <p>(利用資格)</p> <p>第3条 ご契約の会員権についてメンバー・オーナー登録された方 (以下ベイコート倶楽部・サンクチュアリコートは「メンバー」 エクシブ施設は「オーナー」といいます) は、RTCC サービスをご利用いただくことができます。</p> <p>(RTCC旅行業サービス)</p> <p>第6条 当社は、メンバー・オーナーのためにリゾート施設等<u>に</u>宿泊等を目的とした旅行業サービスを提供いたします。</p> <p>2 RTCC旅行業サービスの詳細は当社ホームページ等でご案内いたします。</p> <p>(RTCC事務局)</p> <p>第7条 RTCCサービスに関連するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。</p> <p style="text-align: center;"><u>住所</u> : 名古屋市中区栄二丁目6 番1 号</p> <p style="text-align: center;">電話番号 : <u>052-310-8383</u> FAX 番号 : <u>052-310-8384</u></p>	<p>「RTCCサービス約款」 ※約款名改正</p> <p>(本約款の目的)</p> <p>第2条 RTCCサービス約款 (以下「本約款」といいます) は、メンバー・オーナーによるRTCCサービスの利用に関する事項を定めています。</p> <p>(利用資格)</p> <p>第3条 ご契約の会員権についてメンバー・オーナー登録された方 (以下ベイコート倶楽部・サンクチュアリコートは「メンバー」、<u>エクシブ施設</u>は「オーナー」といいます) は、RTCC サービスをご利用いただくことができます。</p> <p>(RTCC旅行業サービス)</p> <p>第6条 当社は、メンバー・オーナーのためにリゾート施設等<u>への</u>宿泊等を目的とした旅行業サービス (旅行業務の提供及びこれに付随するサービス) を提供いたします。</p> <p>2 手配可能施設を含む RTCC旅行業サービスの詳細は当社ホームページ等でご案内いたします。</p> <p>(RTCC事務局)</p> <p>第7条 RTCCサービスに関連するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。</p> <p style="text-align: center;">住所 : 名古屋市中区栄二丁目6 番1 号</p> <p style="text-align: center;">電話番号 : 052-307-3030</p>

「施設相互利用契約約款」

〈契約の解除〉

第7条 甲乙の一方は、その相手方が、本契約約款、不動産売買契約約款、管理規約、利用規程、RTCC-IIサービス約款、その他付随文書に違反した場合には、各々その違反したる相手方に、期間を定めて、書面によりその是正ないし契約の履行を催告し、これが守られないときは、本契約を解除することができるものとする。

(略)

〈RTCC サービス〉

第8条 甲は、RTCC-IIサービス約款に従って、RTCC(リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ/Resorttrust Concierge Club)サービスを利用することができる。

〈利用制限〉

第15条 乙は、甲または施設利用者等が以下の各号に該当する場合、甲および施設利用者の施設利用を拒否することができ、また、会員資格の停止または喪失させることができるものとする。

(中略)

(5) 本契約約款、不動産売買契約約款、管理規約、利用規程、RTCC-IIサービス約款または各利用施設で定める宿泊約款等に違反しているとき、もしくは違反するおそれがあるとき

(略)

「施設相互利用契約約款」

〈契約の解除〉

第7条 甲乙の一方は、その相手方が、本契約約款、不動産売買契約約款、管理規約、利用規程、RTCCサービス約款、その他付随文書に違反した場合には、各々その違反したる相手方に、期間を定めて、書面によりその是正ないし契約の履行を催告し、これが守られないときは、本契約を解除することができるものとする。

(略)

〈RTCC サービス〉

第8条 甲は、RTCCサービス約款に従って、RTCC(リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ/Resorttrust Concierge Club)サービスを利用することができる。

〈利用制限〉

第15条 乙は、甲または施設利用者等が以下の各号に該当する場合、甲および施設利用者の施設利用を拒否することができ、また、会員資格の停止または喪失させることができるものとする。

(中略)

(5) 本契約約款、不動産売買契約約款、管理規約、利用規程、RTCCサービス約款または各利用施設で定める宿泊約款等に違反しているとき、もしくは違反するおそれがあるとき

(略)

現行	新
<p>「RTCC-<u>II</u> サービス約款」</p> <p>(本約款の目的)</p> <p>第2条 RTCC-<u>II</u> サービス約款 (以下「本約款」といいます) は、メンバー・オーナーによるRTCCサービスの利用に関する事項を定めています。</p> <p>(利用資格)</p> <p>第3条 ご契約の会員権についてメンバー・オーナー登録された方 (以下ベイコート倶楽部・サンクチュアリコートは「メンバー」 エクシブ施設は「オーナー」といいます) は、RTCC サービスをご利用いただくことができます。</p> <p>(RTCC旅行業サービス)</p> <p>第6条 当社は、メンバー・オーナーのためにリゾート施設等に<u>宿泊等</u>を目的とした旅行業サービスを提供いたします。</p> <p>2 RTCC旅行業サービスの詳細は当社ホームページ等でご案内いたします。</p> <p>(RTCC事務局)</p> <p>第7条 RTCCサービスに関連するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。</p> <p style="text-align: center;"><u>住所</u> : 名古屋市中区栄二丁目6 番1 号</p> <p style="text-align: center;">電話番号 : <u>052-310-8383</u> FAX 番号 : <u>052-310-8384</u></p>	<p>「RTCCサービス約款」 ※約款名改正</p> <p>(本約款の目的)</p> <p>第2条 RTCCサービス約款 (以下「本約款」といいます) は、メンバー・オーナーによるRTCCサービスの利用に関する事項を定めています。</p> <p>(利用資格)</p> <p>第3条 ご契約の会員権についてメンバー・オーナー登録された方 (以下ベイコート倶楽部・サンクチュアリコートは「メンバー」、<u>エクシブ施設</u>は「オーナー」といいます) は、RTCC サービスをご利用いただくことができます。</p> <p>(RTCC旅行業サービス)</p> <p>第6条 当社は、メンバー・オーナーのためにリゾート施設等<u>への</u>宿泊等を目的とした旅行業サービス (旅行業務の提供及びこれに付随するサービス) を提供いたします。</p> <p>2 手配可能施設を含むRTCC旅行業サービスの詳細は当社ホームページ等でご案内いたします。</p> <p>(RTCC事務局)</p> <p>第7条 RTCCサービスに関連するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。</p> <p style="text-align: center;">住所 : 名古屋市中区栄二丁目6 番1 号</p> <p style="text-align: center;">電話番号 : 052-307-3030</p>

「施設利用契約約款」

<契約の解除>

第9条 甲乙の一方は、その相手方が、本契約約款、不動産売買契約約款、管理規約、利用規程、RTCC-IIサービス約款、その他付随文書に違反した場合には、各々その違反したる相手方に、期間を定めて、書面によりその是正ないし契約の履行を催告し、これが守られないときは、本契約を解除することができるものとする。

(略)

<RTCC サービス>

第11条 甲は、RTCC-IIサービス約款に従って、RTCC(リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ/Resorttrust Concierge Club)サービスを利用することができる。

<利用制限>

第20条 乙は、甲および施設利用者等が以下の各号に該当する場合、甲および施設利用者の施設利用を拒否することができ、また、会員資格の停止または除名することができるものとする。

(中略)

(5) 本契約約款、不動産売買契約約款、管理規約、利用規程、RTCC-IIサービス約款または各利用施設で定める宿泊約款に違反しているとき、もしくは違反するおそれがあるとき

(略)

「施設利用契約約款」

<契約の解除>

第9条 甲乙の一方は、その相手方が、本契約約款、不動産売買契約約款、管理規約、利用規程、RTCCサービス約款、その他付随文書に違反した場合には、各々その違反したる相手方に、期間を定めて、書面によりその是正ないし契約の履行を催告し、これが守られないときは、本契約を解除することができるものとする。

(略)

<RTCC サービス>

第11条 甲は、RTCCサービス約款に従って、RTCC(リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ/Resorttrust Concierge Club)サービスを利用することができる。

<利用制限>

第20条 乙は、甲**または**施設利用者等が以下の各号に該当する場合、甲および施設利用者の施設利用を拒否することができ、また、会員資格の停止または除名することができるものとする。

(中略)

(5) 本契約約款、不動産売買契約約款、管理規約、利用規程、RTCCサービス約款または各利用施設で定める宿泊約款に違反しているとき、もしくは違反するおそれがあるとき

(略)

現行	新
<p>「RTCC-<u>II</u> サービス約款」</p> <p>(本約款の目的)</p> <p>第2条 RTCC-<u>II</u> サービス約款 (以下「本約款」といいます) は、メンバー・オーナーによるRTCCサービスの利用に関する事項を定めています。</p> <p>(利用資格)</p> <p>第3条 ご契約の会員権についてメンバー・オーナー登録された方 (以下ベイコート倶楽部・サンクチュアリコートは「メンバー」 エクシブ施設は「オーナー」といいます) は、RTCC サービスをご利用いただくことができます。</p> <p>(RTCC旅行業サービス)</p> <p>第6条 当社は、メンバー・オーナーのためにリゾート施設等<u>に</u>宿泊等を目的とした旅行業サービスを提供いたします。</p> <p>2 RTCC旅行業サービスの詳細は当社ホームページ等でご案内いたします。</p> <p>(RTCC事務局)</p> <p>第7条 RTCCサービスに関連するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。</p> <p style="text-align: center;"><u>住所</u> : 名古屋市中区栄二丁目6 番1 号</p> <p style="text-align: center;">電話番号 : <u>052-310-8383</u> FAX 番号 : <u>052-310-8384</u></p>	<p>「RTCCサービス約款」 ※約款名改正</p> <p>(本約款の目的)</p> <p>第2条 RTCCサービス約款 (以下「本約款」といいます) は、メンバー・オーナーによるRTCCサービスの利用に関する事項を定めています。</p> <p>(利用資格)</p> <p>第3条 ご契約の会員権についてメンバー・オーナー登録された方 (以下ベイコート倶楽部・サンクチュアリコートは「メンバー」、<u>エクシブ施設</u>は「オーナー」といいます) は、RTCC サービスをご利用いただくことができます。</p> <p>(RTCC旅行業サービス)</p> <p>第6条 当社は、メンバー・オーナーのためにリゾート施設等<u>への</u>宿泊等を目的とした旅行業サービス (旅行業務の提供及びこれに付随するサービス) を提供いたします。</p> <p>2 手配可能施設を含む RTCC旅行業サービスの詳細は当社ホームページ等でご案内いたします。</p> <p>(RTCC事務局)</p> <p>第7条 RTCCサービスに関連するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。</p> <p style="text-align: center;">住所 : 名古屋市中区栄二丁目6 番1 号</p> <p style="text-align: center;">電話番号 : 052-307-3030</p>

「施設利用契約約款」

〈契約の解除〉

第9条 甲乙の一方は、その相手方が、本契約約款、不動産売買等契約約款、管理規約、利用規程、RTCC-IIサービス約款、その他付随文書に違反した場合には、各々その違反したる相手方に、期間を定めて、書面によりその是正ないし契約の履行を催告し、これが守られないときは、本契約を解除することができるものとする。

(略)

〈RTCC サービス〉

第11条 甲は、RTCC-IIサービス約款に従って、RTCC(リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ/Resorttrust Concierge Club)サービスを利用することができる。

〈利用制限〉

第20条 乙は、甲および施設利用者等が以下の各号に該当する場合、甲および施設利用者の施設利用を拒否することができ、また、会員資格の停止または除名することができるものとする。

(中略)

(5) 本契約約款、不動産売買等契約約款、管理規約、利用規程、RTCC-IIサービス約款または各利用施設で定める宿泊約款に違反しているとき、もしくは違反するおそれがあるとき

(略)

「施設利用契約約款」

〈契約の解除〉

第9条 甲乙の一方は、その相手方が、本契約約款、不動産売買等契約約款、管理規約、利用規程、RTCCサービス約款、その他付随文書に違反した場合には、各々その違反したる相手方に、期間を定めて、書面によりその是正ないし契約の履行を催告し、これが守られないときは、本契約を解除することができるものとする。

(略)

〈RTCC サービス〉

第11条 甲は、RTCCサービス約款に従って、RTCC(リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ/Resorttrust Concierge Club)サービスを利用することができる。

〈利用制限〉

第20条 乙は、甲**または**施設利用者等が以下の各号に該当する場合、甲および施設利用者の施設利用を拒否することができ、また、会員資格の停止または除名することができるものとする。

(中略)

(5) 本契約約款、不動産売買等契約約款、管理規約、利用規程、RTCCサービス約款または各利用施設で定める宿泊約款に違反しているとき、もしくは違反するおそれがあるとき

(略)

現行	新
<p>「RTCC-<u>II</u> サービス約款」</p> <p>(本約款の目的)</p> <p>第2条 RTCC-<u>II</u> サービス約款 (以下「本約款」といいます) は、メンバー・オーナーによるRTCCサービスの利用に関する事項を定めています。</p> <p>(利用資格)</p> <p>第3条 ご契約の会員権についてメンバー・オーナー登録された方 (以下ベイコート倶楽部・サンクチュアリコートは「メンバー」 エクシブ施設は「オーナー」といいます) は、RTCC サービスをご利用いただくことができます。</p> <p>(RTCC旅行業サービス)</p> <p>第6条 当社は、メンバー・オーナーのためにリゾート施設等<u>に</u>宿泊等を目的とした旅行業サービスを提供いたします。</p> <p>2 RTCC旅行業サービスの詳細は当社ホームページ等でご案内いたします。</p> <p>(RTCC事務局)</p> <p>第7条 RTCCサービスに関連するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。</p> <p style="text-align: center;"><u>住所</u> : 名古屋市中区栄二丁目6 番1 号</p> <p style="text-align: center;">電話番号 : <u>052-310-8383</u> FAX 番号 : <u>052-310-8384</u></p>	<p>「RTCCサービス約款」 ※約款名改正</p> <p>(本約款の目的)</p> <p>第2条 RTCCサービス約款 (以下「本約款」といいます) は、メンバー・オーナーによるRTCCサービスの利用に関する事項を定めています。</p> <p>(利用資格)</p> <p>第3条 ご契約の会員権についてメンバー・オーナー登録された方 (以下ベイコート倶楽部・サンクチュアリコートは「メンバー」、<u>エクシブ施設は「オーナー」といいます</u>) は、RTCC サービスをご利用いただくことができます。</p> <p>(RTCC旅行業サービス)</p> <p>第6条 当社は、メンバー・オーナーのためにリゾート施設等<u>への</u>宿泊等を目的とした旅行業サービス (旅行業務の提供及びこれに付随するサービス) を提供いたします。</p> <p>2 手配可能施設を含む RTCC旅行業サービスの詳細は当社ホームページ等でご案内いたします。</p> <p>(RTCC事務局)</p> <p>第7条 RTCCサービスに関連するお問い合わせは、下記RTCC事務局までご連絡ください。</p> <p style="text-align: center;">住所 : 名古屋市中区栄二丁目6 番1 号</p> <p style="text-align: center;">電話番号 : 052-307-3030</p>

<p>「施設相互利用契約約款」</p> <p><契約の解除></p> <p>第7条 甲乙の一方は、その相手方が、本契約約款、不動産売買契約約款、管理規約、利用規程、RTCC-<u>II</u>サービス約款、その他付随文書に違反した場合には、各々その違反したる相手方に、期間を定めて、書面によりその是正ないし契約の履行を催告し、これが守られないときは、本契約を解除することができるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><RTCC サービス></p> <p>第8条 甲は、RTCC-<u>II</u>サービス約款に従って、RTCC(リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ/Resorttrust Concierge Club)サービスを利用することができる。</p> <p><利用制限></p> <p>第16条 乙は、甲または施設利用者等が以下の各号に該当する場合、甲および施設利用者の施設利用を拒否することができ、また、会員資格の停止または喪失させることができるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 本契約約款、不動産売買契約約款、管理規約、利用規程、RTCC-<u>II</u>サービス約款または各利用施設で定める宿泊約款等に違反しているとき、もしくは違反するおそれがあるとき</p> <p>(略)</p>	<p>「施設相互利用契約約款」</p> <p><契約の解除></p> <p>第7条 甲乙の一方は、その相手方が、本契約約款、不動産売買契約約款、管理規約、利用規程、RTCCサービス約款、その他付随文書に違反した場合には、各々その違反したる相手方に、期間を定めて、書面によりその是正ないし契約の履行を催告し、これが守られないときは、本契約を解除することができるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><RTCC サービス></p> <p>第8条 甲は、RTCCサービス約款に従って、RTCC(リゾートトラスト コンシェルジュ クラブ/Resorttrust Concierge Club)サービスを利用することができる。</p> <p><利用制限></p> <p>第16条 乙は、甲または施設利用者等が以下の各号に該当する場合、甲および施設利用者の施設利用を拒否することができ、また、会員資格の停止または喪失させることができるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 本契約約款、不動産売買契約約款、管理規約、利用規程、RTCCサービス約款または各利用施設で定める宿泊約款等に違反しているとき、もしくは違反するおそれがあるとき</p> <p>(略)</p>
---	---

以上